

第6回

「お金がない」と断っても 借金させてまで契約を迫る手口にご注意!

相談事例

大学の友人に誘われ、バイナリーオプション投資に関するUSB形式のソフトを買わないかと勧誘を受けた。約50万円と高額であり、「お金がない」と伝えたところ、「みんな借金して契約している。儲かるからすぐに返済できる。借りる目的は留学するためとうそをつけばいい」と言われ、断り切れず貸金業者から借金して契約した。海外の口座を作りソフトを使って取引をしたが結局儲からず、借金を背負い苦しい生活に追われることになった。解約して返金してほしい。(20歳代、男性)

問題点とアドバイス

「お金が支払えない」などと言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。20歳代の若者の事例が多い一方で、60歳以上の高齢者の事例も寄せられています。無理な契約により生計に支障を来し、長期間にわたり苦しい生活が続くおそれもあります。このような勧誘を受けた場合、次の点に注意し、望まない契約ならばきっぱりと断りましょう。

(1) 「お金が支払えない」という断り方はやめ、きっぱりと断りましょう!

「お金が支払えないから」と断っても、「みんなも借金して契約している」と借金を持ちかけるなど、強引な勧誘で断る理由を封じられてしまう場合があります。また、このような断り方では、事業者に「お金の問題が解決すれば契約してくれる」「本当は買いたい気持ちがある」などと曲解されるおそれがあります。一度断り切れず契約をしてしまうと、次々と契約を迫られ支払いきれないほど高額の借金を背負ってしまう場合もあります。望まない契約なら、「要り

ません」「やめます」とだけ伝え、簡潔に断りましょう。

(2) 借金をする際、うそをつくように言われても絶対に耳を貸してはいけません!

事業者が「留学するためとうそをつけばいい」などとうそをつかせてまで借金をするよう唆す^{そそのか}ケースが見られますが、そのような話には絶対に耳を貸さないでください。

(3) 借金をしてまで投資等のためにお金を支払うことはやめましょう

儲かるかどうかは不確実な一方で、借金は確実に返済義務が生じます。投資は原則として余裕資金で行うものであり、借金をしてまで行うものではありません。「儲かるからすぐに返済できる」といった事業者の話をうのみにするのは絶対にやめましょう。

(4) 無理な契約をしないよう気をつけましょう

生計を圧迫するほどの無理な契約をしてしまうと、長期間にわたり苦しい生活が続きます。そこまでして契約すべきものなのか、契約前によく考えましょう。